

平成 18 年 7 月 3 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号
渋谷 ク ロ ス タ ワ ー
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人

代 表 者 名

執行役員 鈴木 雅之
(コード番号：8981)

問 合 せ 先

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社
取締役・管理本部長 鈴木 博之
TEL.03-6688-1480規約変更及び役員選任に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 18 年 6 月 9 日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成 18 年 9 月 4 日に第 4 回投資主総会を開催する予定であり、本日開催の役員会におきまして、規約の変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、第 4 回投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容と理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号です。)

①第 3 条 関係

本投資法人の本店を、渋谷区から港区へ移転するための変更です。移転時期は、附則に記載のとおり、規約変更の承認を得た後、役員会にて決議する予定です。

②第 4 条、第 5 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 32 条、第 37 条、第 39 条、
第 43 条、第 47 条、第 49 条、第 53 条 及び 第 54 条 関係

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）の施行に伴い、所要の変更を行うものです。

③第 36 条 関係

投資主総会の招集地の選択の範囲を拡大するためです。

④第 22 条、第 29 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 47 条、第 55 条、
第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条 及び 別表 1-4 関係

設立の際に定めた規約のうち、既に不必要となった条項及び字句を削除し、規約を簡素化するものです。

⑤その他

上記以外の変更については、上記の変更により規約の条項の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて条項番号を訂正するとともに、条文の整理を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。
 (下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条 (本店の所在する場所) 本投資法人は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	第3条 (本店の所在する場所) 本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は日本経済新聞に掲載して行う。	第4条 (公告方法) 本投資法人の公告は日本経済新聞に掲載する <u>方法</u> により行う。
第2章 投 資 口	第2章 投 資 口
第5条 (発行する投資口の総数等) 1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は 200 万口とする。 2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。 3. 本条第1項に定める投資口の総口数の範囲内において、本投資法人の執行役員は、役員会の承認を得て、投資口の追加発行を行うことができる。当該投資口の追加発行における1口あたりの発行価額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認した価額とする。	第5条 (発行可能投資口総口数等) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は 200 万口とする。 2. 本投資法人が発行する投資口の払込金額の総額のうち国内において募集される投資口の払込金額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。 3. 本条第1項に定める発行可能投資口総口数の範囲内において、本投資法人の執行役員は、役員会の承認を得て、募集投資口の発行を行うことができる。当該募集投資口の発行における1口あたりの払込金額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認した価額とする。
第6章 金銭の分配	第6章 金銭の分配
第22条 (決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年9月1日から翌年8月末日までとする(以下営業期間末日を「決算日」という。)。但し、 <u>第1期の営業期間については、本投資法人設立の日から平成18年8月末日までとする。</u>	第22条 (決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年9月1日から翌年8月末日までとする(以下営業期間末日を「決算日」という。)

<p>第 23 条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき金銭の分配を行う。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>(ア) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される。</p> <p>(イ) (記載省略)</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 投信法第 136 条第 1 項の規定に基づいて利益を超えて金銭の分配を行う場合には、投資主に対し、投信法第 131 条第 1 項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、法人税法等の租税債務に係る影響、社団法人投資信託協会の規則等、諸般の事情を勘案したうえで、投信法所定の限度額の範囲内で本投資法人が決定する金額について、これを行う。</p>	<p>第 23 条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき金銭の分配を行う。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>(ア) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下本条において同じ。)の金額は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される。</p> <p>(イ) (現行どおり)</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 投信法第 137 条第 1 項の規定に基づいて利益を超えて金銭の分配を行う場合には、投資主に対し、投信法第 131 条第 2 項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、法人税法等の租税債務に係る影響、社団法人投資信託協会の規則等、諸般の事情を勘案したうえで、投信法所定の限度額の範囲内で本投資法人が決定する金額について、これを行う。</p>
<p>第 24 条 (分配金の支払) 分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて支払う。支払いは、原則として決算日から 3 ヶ月以内に行う。</p>	<p>第 24 条 (分配金の支払) 分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて支払う。支払いは、原則として決算日から 3 ヶ月以内に行う。</p>
<p>第 7 章 費用</p>	<p>第 7 章 費用</p>
<p>第 26 条 (投資信託委託業者に対する報酬) 本投資法人は、<u>資産運用業務(第 33 条に定義する。)</u>の対価として、以下に定める報酬を投資信託委託業者に支払う。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p>	<p>第 26 条 (投資信託委託業者に対する報酬) 本投資法人は、<u>資産運用業務の対価として、以下に定める報酬を投資信託委託業者に支払う。</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>第 8 章 会計監査人</p>	<p>第 8 章 会計監査人</p>
<p>第 29 条 (選任) 会計監査人は、<u>投資主総会において選任する。但し、成立時の投資口申込証に記載された会計監査人は、当該投資口の割当が終了したときに、会計監査人に選任されたものとみなされる。</u></p>	<p>第 29 条 (選任) 会計監査人は、<u>投資主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>第 9 章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</p>	<p>第 9 章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</p>
<p>第 32 条 (発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者(以下「資産運用会社」という。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第 111 条に定</p>	<p>第 32 条 (発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者(以下「資産運用会社」という。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第 117 条に定</p>

<p>める事務(以下「一般事務」という。)については、第三者へ委託する。</p> <p>2. 本投資法人の設立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、<u>発行する投資法人債の名義書換</u>に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。)第124条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。)は、募集の都度、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>	<p>める事務(以下「一般事務」という。)については、第三者へ委託する。</p> <p>2. 本投資法人の設立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を<u>引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務</u>、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。)第168条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。)は、募集の都度、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>
<p>第10章 成立時の資産運用委託</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 (成立時の資産運用会社及び締結すべき契約の概要)</p> <p><u>成立時の資産運用会社の名称及び住所並びに本投資法人が当該資産運用会社と締結すべき契約(以下「資産運用委託契約」という。)の概要は以下のとおりである。</u></p> <p>(1) 名称及び住所 <u>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社</u> <u>東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番1号渋谷クロスタワー</u></p> <p>(2) 資産運用委託契約の概要</p> <p>(ア) 委託すべき業務の内容(以下「資産運用業務」という。)</p> <p><u>本規約、本投資法人の運用ガイドライン及び資産運用会社の内部規程に従い、本投資法人のために以下の業務を行う。</u></p> <p>① <u>本投資法人の資産の運用に係る業務(本投資法人が運用資産の取得、運用資産の貸借その他運用資産の権利者としての権限を行使して行う運用資産の運用(本投資法人が信託受益権を有する場合における受益者として行う指図を含む。)、運用資産の処分、又はこれらに付随し若しくは関連する業務)</u></p> <p>② <u>本投資法人の資金の調達に係る業務(本投資法人が行う投資口の追加発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人のために必要な業務)</u></p> <p>③ <u>本投資法人への報告業務</u></p> <p>④ <u>その他本投資法人が随時委託する上記各号に関連し又は付随する業務</u></p> <p>(イ) 契約期間</p> <p>① <u>資産運用委託契約は、投信法</u></p>	<p>(削除)</p>

第187条に基づく登録が完了した日に効力を発生する。

- ② 資産運用委託契約の有効期間は、その効力発生の日から平成19年3月末日までとし、期間満了日の6ヶ月前までに相手方当事者に対する書面による契約を更新しない旨の意思表示がないときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(ウ) 契約期間中の解約に関する事項

- ① 本投資法人又は資産運用会社は、資産運用委託契約の有効期間中であっても、いずれか一方が他方に対し、6ヶ月前の文書による事前通知(但し、次号の手続を経たものに限る。)を行うことにより、資産運用委託契約を解約することができる。

- ② 本投資法人が、前号の規定に従い資産運用委託契約を解約する場合には、投資主総会の決議を経なければならない。資産運用会社が、前号の規定に従い資産運用委託契約を解約する場合には、本投資法人の同意を得なければならない。但し、かかる本投資法人の同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければならない。

- ③ 前2号にかかわらず、本投資法人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、資産運用委託契約を解約することができる。

- (i) 資産運用会社が資産運用委託契約の規定に違反した場合(但し、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除く。)

- (ii) 資産運用会社につき、支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立て、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押命令の送達等の事由が発生した場合。

<p>(iii) <u>前各号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合。</u></p> <p>④ <u>本投資法人は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、資産運用委託契約を解約する。</u></p> <p>(i) <u>資産運用会社が、投資信託委託業者でなくなったとき。</u></p> <p>(ii) <u>資産運用会社の役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人(以下、本号において「役員等」という。)が本投資法人の監督役員となったとき。</u></p> <p>(iii) <u>資産運用会社が、本投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えたとき。</u></p> <p>(iv) <u>本投資法人の監督役員の親族が、資産運用会社の役員等となったとき。</u></p> <p>(v) <u>資産運用会社が、本投資法人の監督役員に対して、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしたとき。</u></p> <p>(vi) <u>資産運用会社が、解散したとき。</u></p> <p>(エ) <u>契約の内容の変更に関する事項</u> <u>本投資法人及び資産運用会社は、適用法令の定める手続に従い、書面による事前の合意により、資産運用委託契約を変更することができる。</u></p> <p>(オ) <u>報酬の金額又は計算方法並びに支払の時期及び方法</u> <u>第 26 条記載のとおり。</u></p> <p>(カ) <u>再委託に関する事項</u> <u>資産運用会社は本投資法人の事前の書面による同意を得ることなく、資産運用業務の一部を、他の者に再委託することはできない。</u></p>	
<p>第 11 章 成立時の一般事務委託</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 (成立時の一般事務受託者及び締結すべき契約の概要)</p> <p><u>成立時の一般事務受託者の名称及び住所並びに本投資法人が当該一般事務受託者と締結すべき契約(以下「一般事務委託契約」という。)の概要は以下のとおりである。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(1) <u>名称及び住所</u> <u>三菱信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p> <p>(2) <u>委託すべき業務の内容</u> (ア) <u>投資口事務代行業務</u> ① <u>投信法第111条第2号に規定する事務のうち、投資口の名義書換に関する事務として、下記に記載される事務</u> (i) <u>投資主名簿及び実質投資主名簿の作成及び管理</u> (ii) <u>投資主及び実質投資主の名寄せ</u> (iii) <u>投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消</u> (iv) <u>投資主、実質投資主、登録質権者及びこれらの代理人の住所、氏名及び印鑑の登録又はその変更</u> (v) <u>投資証券の保管、交付及び回収</u> (vi) <u>投資証券不所持の取扱い</u> ② <u>投信法第111条第4号に規定する事務のうち下記に記載される事務</u> (i) <u>投資主総会招集通知状、決議通知状等投資主総会関係書類及び議決権行使書又は議決権代理行使委任状への議決権個数の記入</u> (ii) <u>前号に掲げるもののほか、投資主及び実質投資主に対する通知、催告、報告等に関する書類の封入発送</u> (iii) <u>官庁、証券取引所等への届出資料及び報告資料並びに統計表の作成</u> ③ <u>投信法第111条第6号及び投信法施行規則第124条第2項第1号に規定する事務のうち下記に記載される事務</u> (i) <u>個々の投資主の分配金額の算定</u> (ii) <u>金銭の分配金支払のための手続</u> (iii) <u>金銭の分配関係書類の封入発送</u> (iv) <u>投資証券、金銭の分配金領収証等の印紙税の代理納付手続</u> (v) <u>銀行取扱期間又は郵便局払渡期間経過後の金</u></p>	
---	--

<p style="text-align: center;"><u>銭の分配金の支払</u></p> <p>④ <u>投信法第 111 条第 6 号及び投 信法施行規則第 124 条第 2 項 第 3 号に規定する事務のうち 下記に記載される事務</u></p> <p>(i) <u>投資証券不所持申出の 受理</u></p> <p>(ii) <u>前号に掲げるもののほ か、投資口に関する請 求、届出又は照会の受 付及び処理</u></p> <p>⑤ <u>前各号に掲げる事務の遂行に 必要な付随事務</u></p> <p>⑥ <u>①ないし⑤に定める事務(以 下「経常事務」という。)以外の 臨時に発生する事務(以下「臨 時事務」という。)。なお、臨時 事務の取扱については本投資 法人及び一般事務受託者が 協議のうえこれを定める。</u></p> <p>(イ) <u>その他の一般事務</u></p> <p>① <u>投資証券の発行に関する事務 (投信法第 111 条第 3 号に規定 する事務のうち投資証券の発 行に関する事務)</u></p> <p>② <u>本投資法人の機関の運営に関 する事務(投信法第 111 条第 4 号に規定する事務のうち、投資 口事務代行業務以外のもの)</u></p> <p>③ <u>計算に関する事務(投信法第 111 条第 5 号に規定する事務)</u></p> <p>④ <u>会計帳簿の作成に関する事務 (投信法第 111 条第 6 号及び投 信法施行規則第 124 条第 2 項 第 6 号に規定する事務)</u></p> <p>⑤ <u>納税に関する事務(投信法第 111 条第 6 号及び投信法施行 規則第 124 条第 2 項第 7 号に 規定する事務)</u></p> <p>(ウ) <u>一般事務受託者において上記(ア) 及び(イ)に規定する事務以外の事 務に対応すべき事態が発生した場 合、投信法施行規則第 124 条第 2 項第 8 号に規定するその他金融庁 長官が定める事務が定められた場 合、又は、投信法、投信法施行令若 しくは投信法施行規則の改正に伴 い本投資法人が委託すべき一般事 務が変更若しくは新設された場合 には、本投資法人及び一般事務受 託者は、別途その取扱について協 議する。</u></p> <p>(3) <u>契約期間</u></p> <p>(ア) <u>投資口事務代行業務</u> <u>一般事務委託契約締結日から平成 19 年 11 月末日までとする。但し、か かる有効期間の満了予定日の 6 ヶ 月前までに、本投資法人又は一般 事務受託者のいずれか一方からそ</u></p>	
---	--

<p>の相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>(イ) <u>その他の一般事務</u> <u>一般事務委託契約締結日から平成19年11月末日までとする。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</u></p> <p>(4) <u>解約に関する事項</u></p> <p>(ア) <u>本投資法人及び一般事務受託者は、以下に定める場合を除き、その相手方の承諾を得ることなく、一般事務委託契約を一方的に解約してはならない。</u></p> <p>(イ) <u>当事者の一方が、その相手方に対し一般事務委託契約の終了を申し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、一般事務委託契約は終了する。</u></p> <p>(ウ) <u>上記に定める契約の終了にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行なったときは、当該承諾の効力発生時は、当該承認手続の完了時とする。</u></p> <p>(エ) <u>当事者の一方は、その相手方が一般事務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に期限を定めて催告したうえ、一般事務委託契約を解約することができる。</u></p> <p>(オ) <u>当事者の一方は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時一般事務委託契約を解約することができる。</u></p> <p>① <u>解散、破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準じる申立があったとき。</u></p> <p>② <u>支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>契約内容の変更</u></p> <p>(ア) <u>投資口事務代行業務</u></p> <p>① <u>本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、一般事務委託契約の各条項の定めを変更することができる。</u></p>	
---	--

	<p>② <u>上記に定める協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、前項に定める変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行う。</u></p>
(イ) <u>その他の一般事務</u>	<p>① <u>本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、一般事務委託契約の各条項の定めを変更することができる。</u></p> <p>② <u>一般事務受託者がその他一般事務を処理するにあたり事務規程に定める一般事務の処理方法では不都合が生じるときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議のうえ、事務規程の各条項の定めを変更することができる。</u></p> <p>③ <u>上記①及び②に定める協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、上記①及び②に定める変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行う。</u></p>
(6) <u>一般事務手数料</u>	
(ア) <u>投資口事務代行業務に関する一般事務手数料</u>	<p>① <u>一般事務委託者は、別表1に記載する証券代行事務手数料(経常分)明細に基づいて算出した経常事務手数料(経常事務についての手数を指す。但し、一般事務委託契約締結日より、本投資法人の発行する投資証券が日本国の証券取引所に上場される日の属する月の前月までは、月額金5万円(日割り計算は行わない。)とする。)、本投資法人と一般事務受託者が協議のうえ定める臨時事務手数料(臨時事務についての手数を指す。経常事務手数料と臨時事務手数料を併せて以下「本件一般事務手数料」という。)及び投資口事務代行業務に関する一般事務処理に必要な費用として別表2に記載する費用を支払う。但し、本投資法人の1営業期間における本件一般事務</u></p>

手数料は、当該営業期間の決算日における貸借対照表上の資産総額(資産総額が 100 億円以下の場合、100 億円を一般事務委託者資産総額として計算する。)の 0.2%を上限とするものとし、本投資法人の 1 営業期間の本件一般事務手数料の総額が、当該上限を超えた場合には、当該決算日後遅滞なく精算する。

- ② ①により本投資法人が負担すべき本件一般事務手数料及び費用につき、一般事務受託者は、前月に取扱った投資口事務代行業務に係る本件一般事務手数料及び費用を毎月 20 日までに本投資法人に対して請求し、本投資法人は、請求があった月の月末までに一般事務受託者に支払う。但し、一般事務受託者は、本投資法人の決算月及び金銭の分配基準月に取扱った投資口事務代行業務に係る本件一般事務手数料及び費用(印紙税納付額を除く。)については翌々月の 5 日までに本投資法人に対して請求し、本投資法人は、請求のあった月の 15 日までに一般事務受託者に支払う。
- ③ ①及び②により本投資法人が負担すべき費用を一般事務受託者が立替えたときは、本投資法人は、請求があり次第これを支払う。
- ④ 本投資法人は、②及び③に定める支払を一般事務受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により行う。
- ⑤ 経済情勢の変動等により本件一般事務手数料の金額が不適当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議のうえ、本件一般事務手数料の金額を変更することができる。なお、当該協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行うものとする。
- ⑥ 投資口事務代行業務の遂行に関連して発生する以下に定める経費及び費用は一般事務受

- 託者が負担するものとする。
- (i) 一般事務受託者が、弁護士、公認会計士、税理士等をして、投資口事務代行業務の履行を補助せしめ又はこれらの者を一般事務受託者の代理人として利用する場合に必要となる費用
- (ii) 投資口事務代行業務の再委託にあたり必要となる費用
- (イ) その他の一般事務に関する一般事務手数料
- ① その他の一般事務に係る報酬（以下「その他の一般事務手数料」という。）は、別表3記載の報酬額の算定及び基準報酬額表に基づいて算定する。
- ② 本投資法人は、2月、5月、8月、11月を最終日とする3ヶ月間のその他の一般事務手数料を、最終月の翌月の末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払うものとする。
- ③ 経済情勢の変動等によりその他の一般事務手数料の金額が不適当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議のうえ、その他の一般事務手数料の金額を変更することができる。なお、当該協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行うものとする。
- ④ その他の一般事務の処理に要する費用は、次の各号に定めるものを除き、一般事務受託者の負担とする。
- (i) 公租公課
- (ii) 事務規程において本投資法人の負担である旨が定められた費用
- (iii) その他の一般事務の処理にあたり要した費用で、支払の前に一般事務受託者が申し出て本投資法人が承諾したものの
但し、緊急の場合には、一般事務受託者は支払

<p>後に本投資法人に立替払いをした旨を申し出て、本投資法人からその支払を受けることができる。</p> <p>⑤ ④の各号に定める費用を立替えて支払ったときは、一般事務受託者は本投資法人にその支払を請求することができる。当該請求を受けたときは本投資法人は速やかに一般事務受託者に当該支払を行うものとする。</p>	
<p>第 12 章 成立時の資産保管業務委託</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 35 条 (成立時の資産保管会社及び締結すべき契約の概要)</p> <p>成立時の資産保管会社の名称及び住所並びに本投資法人が当該資産保管会社と締結すべき契約(以下「資産保管業務委託契約」という。)の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 名称及び住所 三菱信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号</p> <p>(2) 委託すべき業務の内容 本投資法人の資産の保管に係る業務</p> <p>(3) 契約期間 投信法第 187 条の規定に基づいて本投資法人が登録を受けた日から平成 19 年 11 月末日までとする。但し、かかる有効期間の満了予定日の 3 ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対し書面による契約終了の申し出がない限り、資産保管業務委託契約は、更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>(4) 解約に関する事項</p> <p>(ア) 本投資法人及び資産保管会社は、以下に定める場合を除き、その相手方の承諾を得ることなく、資産保管業務委託契約を一方的に解約してはならない。</p> <p>(イ) 本投資法人又は資産保管会社が、その相手方に対し資産保管業務委託契約の終了を申し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、資産保管業務委託契約は終了する。なお、かかる承諾について、役員会の承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が資産保管会社に行なったときは、承諾の効力発生時は、当該承認手続の完了時とする。</p> <p>(ウ) 当事者の一方は、その相手方が資産保管業務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に期限を定めて催告したうえで、資産保管業務委託契約を解約することができる。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(エ) <u>本投資法人又は資産保管会社は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時資産保管業務委託契約を解約することができる。</u></p> <p>① <u>解散、破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準じる申立があったとき。</u></p> <p>② <u>支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>契約内容の変更</u></p> <p>(ア) <u>本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、資産保管業務委託契約の各条項の定めを変更することができる。</u></p> <p>(イ) <u>資産保管会社が、資産保管業務を行うにあたり保管規程又は付随規程に定める業務の方法では不都合が生じるときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議のうえ、保管規程又は付随規程の各条項の定めを変更することができる。</u></p> <p>(ウ) <u>(ア)及び(イ)に定める協議が整い次第速やかに、本投資法人は、投信法第97条第2項第7号の規定に基づいて、役員会の承認を経るものとする。この場合、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。</u></p> <p>(6) <u>事務受託手数料</u></p> <p>(ア) <u>資産保管業務に係る報酬(以下「資産保管業務報酬」という。)は、別表4記載の報酬額の算定及び基準報酬額表に基づいて算定する。</u></p> <p>(イ) <u>本投資法人は、2月、5月、8月、11月を最終日とする3ヶ月間の資産保管業務報酬を、最終月の翌月の末日までに資産保管会社の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払うものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議のうえ、資産保管業務報酬の金額を変更することができる。なお、当該協議が整い次第速やかに、本投資法人は信託法第97条第2項第7号の規定の役員会の承認手続を経るものとする。この場合、当該変更の効力発生時は、これらの承認手続完了時とする。</u></p> <p>(エ) <u>資産保管業務に要する費用は、次の各号に定める場合を除き、資産</u></p>	
---	--

<p><u>保管会社の負担とする。</u></p> <p>① <u>公租公課</u></p> <p>② <u>特定保管対象資産の維持保全に要する費用</u></p> <p>③ <u>保管規程又は付随規程において、本投資法人の負担である旨が定められた費用</u></p> <p>④ <u>資産保管業務を行うにあたり要した費用で、支払の前に資産保管会社が申し出て本投資法人が承諾したもの。但し、緊急の場合には、資産保管会社は、支払後に本投資法人に立替払をした旨を申し出て、本投資法人からその支払を受けることができる。</u></p> <p>(オ) <u>上記(エ)に定める費用を立替えて支払ったときは、資産保管会社は本投資法人にその支払を請求することができる。当該請求を受けたときは、本投資法人は速やかに資産保管会社に当該支払を行う。</u></p>	
<p>第 13 章 投資主総会</p>	<p>第 10 章 投資主総会</p>
<p>第 36 条 (投資主総会の招集)</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、2 年に 1 回以上招集する。</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、本店所在地又は東京都 23 区内のいずれかにおいて開催する。</p>	<p>第 33 条 (投資主総会の招集)</p> <p>本投資法人の投資主総会は、2 年に 1 回以上招集する。</p>
<p>第 37 条 (基準日)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 第 1 項の場合のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により予め公告し定める基準日現在の、最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。</p>	<p>第 34 条 (基準日)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 第 1 項の場合のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により予め公告し定める基準日現在の、最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。</p>
<p>第 38 条 (招集権者)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第 35 条 (招集権者)</p> <p>(本文現行どおり)</p>
<p>第 39 条 (投資主総会の招集通知)</p> <p>投資主総会を開催する場合には、投信法第 91 条第 1 項に従い会日を公告し、会日から 2 週間前に各投資主に対して通知する。</p>	<p>第 36 条 (投資主総会の招集通知)</p> <p>投資主総会を開催する場合には、投信法第 91 条第 1 項に従い会日を公告し、会日から 2 週間前までに各投資主に対して通知する。</p>
<p>第 40 条 (議長)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第 37 条 (議長)</p> <p>(本文現行どおり)</p>
<p>第 41 条 (決議要件)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第 38 条 (決議要件)</p> <p>(本文現行どおり)</p>
<p>第 42 条 (議決権の代理行使)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第 39 条 (議決権の代理行使)</p> <p>(本文現行どおり)</p>

<p>第 43 条 (電磁的方法による議決権の行使) 本投資法人は、<u>役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨定めることができる。</u></p>	<p>第 40 条 (電磁的方法による議決権の行使) 本投資法人は、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨定めることができる。</p>
<p>第 44 条 (みなし賛成) (記載省略)</p>	<p>第 41 条 (みなし賛成) (本文現行どおり)</p>
<p>第 45 条 (議事録) (記載省略)</p>	<p>第 42 条 (議事録) (本文現行どおり)</p>
<p>第 14 章 執行役員、監督役員及び役員会</p>	<p>第 11 章 執行役員、監督役員及び役員会</p>
<p>第 46 条 (執行役員及び監督役員の数) (記載省略)</p>	<p>第 43 条 (執行役員及び監督役員の数) (本文現行どおり)</p>
<p>第 47 条 (執行役員及び監督役員の選任) 執行役員及び監督役員は投資主総会において選任する。<u>但し、設立の際、法令の規定に基づき選任されたときのみなされる執行役員及び監督役員はこの限りでない。</u></p>	<p>第 44 条 (執行役員及び監督役員の選任) 執行役員及び監督役員は投資主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p>
<p>第 48 条 (執行役員及び監督役員の任期) (記載省略)</p>	<p>第 45 条 (執行役員及び監督役員の任期) (本文現行どおり)</p>
<p>第 49 条 (役員会の構成等) 役員会は執行役員及び監督役員で構成されるものとし、役員会は、法令又はこの規約に定める権限を行使し、執行役員の職務の執行を監督する。</p>	<p>第 46 条 (役員会の構成等) 役員会は<u>すべての</u>執行役員及び監督役員で構成されるものとし、役員会は、法令又はこの規約に定める権限を行使し、執行役員の職務の執行を監督する。</p>
<p>第 50 条 (役員会の招集権者及び議長) (記載省略)</p>	<p>第 47 条 (役員会の招集権者及び議長) (本文現行どおり)</p>
<p>第 51 条 (役員会の招集通知) (記載省略)</p>	<p>第 48 条 (役員会の招集通知) (本文現行どおり)</p>
<p>第 52 条 (役員会の決議方法) (記載省略)</p>	<p>第 49 条 (役員会の決議方法) (本文現行どおり)</p>
<p>第 53 条 (役員会議事録) 役員会の議事の経過の要領及びその結果については議事録に記載されるものとし、議長並びに出席執行役員及び監督役員がこれに署名又は記名捺印する。</p>	<p>第 50 条 (役員会議事録) 役員会の議事については、<u>法令で定めるところにより</u>議事録を作成するものとし、議長並びに出席執行役員及び監督役員がこれに署名又は記名捺印する。</p>
<p>第 54 条 (執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任) 本投資法人は、<u>投信法第 109 条第 1 項第 4 号の行為に関する</u>執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u> (1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該</u></p>	<p>第 51 条 (執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任) 本投資法人は、<u>投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める</u>執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>投信法第 115 条の 6 第 3 項の規定により免除することができる額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p>

<p>執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(本条第2号に定めるものを除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の四年分に相当する額</p> <p>(2) 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に四を乗じた額とのいずれか低い額</p>	
<p>第15章 附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第 55 条 (設立企画人の名称及び住所) <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u> <u>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社</u> <u>東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番1号渋谷クロスタワー</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 56 条 (設立企画人の報酬) <u>本投資法人の設立企画人が設立に係る役員に対する報酬として受け取る金額は、1 億円を上限とし役員会が承認する金額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 57 条 (投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額) <u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人に係る投資証券等の作成・印刷費、設立時に発生する登録費用、創立総会に関する費用、金融機関の取扱手数料、設立登記の登録免許税及びその他設立事務に必要な費用とし、その金額は総額 5,000 万円を上限とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 58 条 (設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数) <u>本投資法人が設立に際して発行する投資口の発行価額は 1 口あたり 50 万円とし、発行口数は 200 口とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 59 条 (別表) <u>本規約本文添付の別表は、本規約と不可分一体であり、本規約の一部を構成するものである。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>変更案第 3 条については、役員会が決議する本店移転日に、効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
<p>別表 1 (記載省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>別表 2 (記載省略)</p>	<p>(削除)</p>

別表3 (記載省略)	(削除)
別表4 (記載省略)	(削除)

3. 役員選任について

本投資法人の執行役員1名及び監督役員2名の就任日が異なり、今般、任期の始期を統一するため、第4回投資主総会開催日に全員一旦辞任し、改めて現行の執行役員及び監督役員を選任する旨の議案を提出いたします。

4. 日程

平成18年7月3日	第4回投資主総会提出議案の役員会承認
平成18年8月18日	第4回投資主総会招集ご通知発送(予定)
平成18年9月4日	第4回投資主総会開催(予定)

以上

*本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省記者会、国土交通省建設専門紙記者会
 *本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.com/>